

日医発第 1299 号 (保険)  
令和 4 年 9 月 30 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
長 島 公 之  
(公印省略)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

「看護職員処遇改善評価料」及び「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設され令和 4 年 10 月 1 日より適用されることにつきましては、令和 4 年 9 月 8 日付(日医発第 1090 号(保険))「看護の処遇改善並びにオンライン資格確認の導入の原則義務化及びこれに伴う診療報酬上の加算の取扱いについて」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

これらの改正に伴い、今般、厚生労働省より、「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 4 年度 (10 月) 診療報酬改定に関する情報」に掲載を予定しております。

**【添付資料】**

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について  
(令 4.9.28 保医発 0928 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)

保医発 0928 第 1 号  
令和 4 年 9 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

標記について、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和 4 年厚生労働省告示第 269 号）等が告示され、令和 4 年 10 月 1 日より適用されることに伴い、下記の通知の一部を別添 1 及び別添 2 のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）の一部改正について

別添 2 「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成 18 年 3 月 30 日保医発第 0330008 号）の一部改正について